

関西圏 国家戦略特別区域 区域計画（案）

平成 28 年 3 月 24 日
関西圏国家戦略特別区域会議

2 法第 2 条第 2 項に規定する特定事業の名称及び内容

(10) 名称：国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業

内容：旅館業法の特例

（国家戦略特別区域法第 13 条に規定する国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業）

国家戦略特別区域法第 13 条第 1 項に規定する特定認定を受けた者が、次に掲げる地域において、海外からの観光客や M I C E へのビジネス客等の滞在に適した施設に係る外国人滞在施設経営事業を行う。

② 大阪市の別図 2 の区域

【平成 28 年 10 月を目途に実施】

(11) 名称：国家戦略特別区域家事支援外国人受入事業

内容：外国人家事支援人材の受入れに係る出入国管理及び難民認定法の特例

（国家戦略特別区域法第 16 条の 3 に規定する国家戦略特別区域家事支援外国人受入事業）

国家戦略特別区域家事支援外国人受入事業における特定機関の基準を満たす企業が、大阪市全域において、家事の負担を抱える方々の活躍推進や家事支援ニーズに対応するため、外国人家事支援人材を受け入れる事業を実施する。【平成 28 年 6 月を目途に実施】

（注）特定機関の本社又は直営事業所が所在する区域は、大阪市又はこれに隣接する大阪府内の市町村とする。

(12) 名称：特定実験試験局制度に関する特例事業

内容：特定実験試験局制度に関する特例

（国家戦略特別区域法第 26 条に規定する政令等規制事業）

以下に掲げる事業者等が実施する実証実験等について、特定実験試験局制度の利用に係る申請から免許発給までの手続きを大幅に短縮し、電波を活用した技術開発等を促進する。

① 三菱重工業株式会社及び京都大学【平成 28 年 12 月を目途に実施】

② パナソニック株式会社及び京都大学【平成 28 年 12 月を目途に実施】

(13) 名称：国家戦略特別区域汚染土壌搬出時認定調査事業

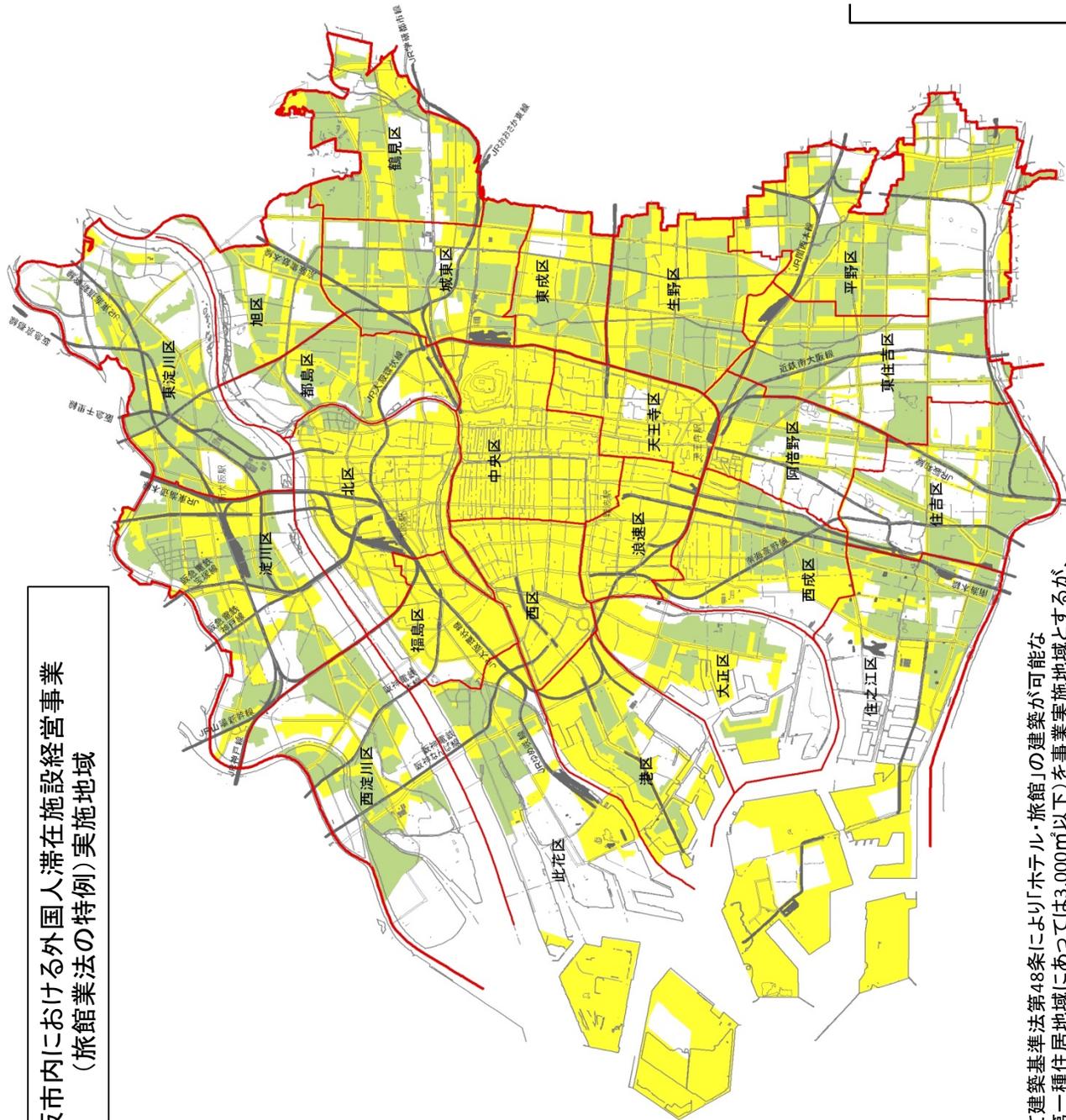
内容：汚染土壌搬出時認定調査に係る土壌汚染対策法施行規則の特例

(国家戦略特別区域法第 26 条に規定する政令等規制事業)

大阪府内の自然由来特例区域における汚染土壌搬出時認定調査の調査対象項目を、当該特例区域の指定対象物質に限定することにより、開発事業を促進する。【平成 28 年 4 月より実施】

大阪市内における外国人滞在施設経営事業
(旅館業法の特例)実施地域

別図2



凡例

実施地域

- 第二種住居地域
- 準住居地域
- 近隣商業地域
- 商業地域
- 準工業地域

- 実施地域 (3000㎡以下)
- 第一種住居地域

※原則として建築基準法第48条により「ホテル・旅館」の建築が可能な用途地域(第一種住居地域にあっては3,000㎡以下)を事業実施地域とするが、例外的に諸法令及び都市計画による制限を受ける場合がある。